

平成24年度 第4回 府中市文化財保護報告会議事録

日 時 平成24年12月21日（金）午後3時

場 所 ふるさと府中歴史館 3階会議室

出席者 田中会長、猿渡副会長、坂詰委員、副島委員、長沢委員、中村委員、馬場委員、福嶋委員以上8名

事務局 後藤部長、江口課長、谷本課長補佐、塚原調査係長、庄司郷土資料担当主査、荻野事務職員

傍聴者 なし

1 審議事項

会長 資料1は、前回配っていただいたのと同じですか？

事務局 若干訂正がしてあります。今日お配りした方が正しいものになります。

会長 資料1の方の文章も変わっているということですね。

事務局 はい、そうです。文章の方も直してあります。

会長 それでは審議事項（1）について、事務局の説明求めます。

審議事項（1）国史跡武蔵国府跡及び武蔵国府に関する遺跡の保存管理の指針について（案）

事務局

（資料1を読み上げ）

一応、説明は終わります。

前回ご欠席の委員さんもいらっしゃいますので、改めて趣旨をご説明させていただきます。

3ページ目に記載がございましたが、今年度からJR府中本町駅前の国史跡武蔵国府跡御殿地地区の保存整備活用事業を本格的にスタートし、地元市民が主体となった協議会を立ち上げました。そして、来年度は、保存管理計画の策定と基本設計に向けた準備を予定しております。そちらは御殿地地区という個別の協議会となりますので、本文化財保護審議会では大所・高所からの武蔵国府跡全体の保存管理計画を見据えた指針について答申をいただきたく、本年度第2回の審議会で教育長から諮問をお願いしたものでございます。これまで2

回ご審議をいただきまして、今回で3回目です。次回文章化したものを最終的にご審議いただき、2月末までに審議会として答申をいただく予定になっております。

武蔵国府跡全体の保存管理計画、保存管理の指針という意味では、全国の68か国ほどの国府の中でも、このように国府域全体を視野に入れた保存管理の指針は初めてと思われまますので、大変意義のあることと考えております。その中で、前回色々ご指摘いただいたものを再度訂正して、今日ご説明しました。

会長 3ページの「保存を進める」と「保存を図る」はどう違うのですか？

事務局 第2種地区は、市の中でも大変重要な場所だと認識していきまして、そちらの土地で開発等がなされる、あるいは土地を手放される話があった場合には、積極的に土地を取得し保存していくエリアです。そのため「保存を進める」と表現しています。

第3種地区は、見つかった遺構によって、開発されているエリア全体を保存するか、若しくは、重要な遺構のみを保存するかを含めて、保存できる方向になるべく進める。ただし、開発する事業者やどういう開発になるかによって状況が違いますので、「保存を図る」という表現になっています

第4種地区も、国府域の中で各種開発行為に伴い遺構が出てくるかと思いますが、事前に分かっていた訳ではありませんので、対象となる地域全体を保存するのは難しいということで、重要な遺構だけでも何とか保存を図ればということで、そういう表現をしています。

第5種地区は、国府域の外なので、重要な遺構が出て来た場合には積極的に（保存へ向けての）話を進めて協議できればというニュアンスになっています。

馬場委員 別紙1と別紙2、3、4での「国府域(推定国府地区)」の範囲の違いはどうしてでしょうか？

事務局 別紙1は前回の話を踏まえて北東の部分と、各辺が出っ張るところを直しましたが、別紙2、3、4も別紙1と同じものに直す予定です。

副島委員 武蔵国府跡というのは国の史跡になっていますので、名称はそれに従い、標題が「国史跡」の後に1文字空いている理由がわかりません。詰めた方が良いのではないですか？

それから、「武蔵国府域」という更に広い概念ですが、その説明が1ページの下から始まっていく訳ですが、この名前は今回作るのですか？それとも既に「武蔵国府域」という範囲なり定義なりが行われているのでしょうか？

事務局 「武蔵国府城」という名称は、色々な説明の中では出て来ていますが、公式的に決まった使い方や定義はございません。

副島委員 そうであれば、指針策定の目的のところは、「国史跡武蔵国府跡」を含んだより広い部分を府中市では「武蔵国府城」という名前で表すと書かないと、市民の方には一文字だけの「跡」と「城」の違いだとわかりにくい。その説明があった方が、包含概念としてわかりやすくなると思います。

それから、これは美術工芸品の指定をやっている時にもこの事がよく出てくるのですが、「国府城」という事で案文を立ててあるのですが、内容を見ますと、国府周辺域は「国府城」の更に外側・周辺になりますね。これは美術工芸品では主名称があって、その付け足りになるとは思います。厳密に言うと、「国府」及び「国府城」さらにその外側の「国府周辺域」の3つの範囲があることになります。この場合、第5種地区をどう説明するのか、あるいはそれは付け足り風に説明して、その周辺のもので、保存の必要があったら協議すると説明するのかです。ただ、ここまで線が入っているのであれば、理屈で言えば第5種地区も国府域に含めてしまった方が説明し易いかと思いますが、いかがでしょうか？

事務局 国府周辺域は、そういう観点で考えていませんでしたので、今後それを踏まえて検討したいと思います。

副島委員 別紙1では、国府周辺域は青い線で囲まれた範囲ですね。その線が引かれているのでしたらその域は決まっていると、つつい見えてしまいがちです。（この場合は、国府周辺域は付け足りではないことになります。）この線が無いなら、国府域に含まれている部分以外の周辺域に今後何かあったならば（遺構が発見された場合に）協議すると考えればよいのですが、その点をよく考えて市民にも判り易い配慮をした説明があると望ましいと思い、ご意見を申しあげました。

会長 国府域を示す緑の線は固定している訳ではなくて多少は動くという前提です。この緑の線の内側では国府関連の遺跡が密集しているということです。その外側ではあまり出ていないのだけど、もしかしたら出るかもしれないということ、そういう意味では付け足りと言える訳です。

副島委員 国府域が確定しないのであれば、その周囲も今後何かあったらと書

いておけばよいのではないですか。

事務局 別紙5が最終的な発表資料の予定です。国府域はその範囲としては捉えられるのですが、きちんとした、この溝までですとかいうのがはっきりしていません。そこで緑のエリアの縁を若干幅をとって設定しています。そのエリアが青い部分に少し入っていくことも今後発生するかもしれません。ただし、青いエリアが全部国府域になるかという、そこまでは行きません。何処かに区切りを付けないといけないわけです。

副島委員 「国府域」という名前を新たに立てて国府域を決めて、その保存管理の指針を決めていくという時に、国府域以外の部分をこれだけ水色に書いて説明をすると、どんどん広がって行くように捉える方もいると思います。その説明が難しいかなと思いました。特に拘りませんが、こういう見方もある事だけは認識していただければと思います。

中村委員 今回の指針では緑の「国府域」を設定するのが一番重要だと思います。あまり細かく段階を設けなくて、(第1種地区の)国指定史跡はもちろん残します。第2種地区は国指定史跡に準じる所とします。東西に広がる場所は既に武蔵国府関連遺跡として設定されている訳ですね。(第4種地区は)推定される国府域という事ですが、重要施設等(第3種地区)は国府域の中にあるということで設けない方が良いでしょうと思います。推定国府域、国府域には既にこういう重要な施設がある事が分かっていますという扱いがよいのではないですか？

つまり、国指定史跡と国府域の大きさは2段階にした方が判りやすいと思います。

会長 5段階になっている内の、第3種地区と第4種地区は区別しないということですか？

中村委員 第3種地区と第4種地区は一まとめにします。そして第2種地区は第1種地区に準ずる地域にする。これは国指定になっているかいないかの違いだけなので。

副島委員 私は、第2種地区と第3種地区を分ける必要があるのかと思っています。

中村委員 第2種地区は可能であれば国史跡に追加指定してもらいたいのでしょうか？

事務局 この地域は重要な遺構が発見されましたら、国史跡の指定を受け、保護すべき範囲と考えております。もし開発行為があり遺構が壊れるようであれば、保存を前提として公有地化を図るべき地区として区別しておきたいと考えております。

会長 5段階にするとあまりに多すぎるから、2段階までにしておいた方が意味が通じるということですか？

中村委員 はい、タイトルも「国史跡武蔵国府跡及び武蔵国府域の保存管理の指針について」となっていますので、その点でも2段階にしておけば話が判りやすい。

会長 第2種地区は第1種地区に準ずると、第4種地区の中に第3種地区があるという分け方にするということですか？

副島委員 第3種地区も丸や四角の形であったり、ある程度アバウトな域として示されている訳ですから、図に表すことを考えると、それは漠然と表さざるを得ないので、(中村先生が)仰るように(第4種地区の)緑色の中に重要施設を例として文書で列挙する方が判りやすいですね。もちろんそれが色を変えて特にこの緑の中でも(重要な場所です)という指示の仕方はあるでしょうが。

事務局 お話を纏めると、第1種地区と第2種地区を1つにして、第3種地区と第4種地区を1つにする。それ以外は第5種地区としないで今までどおり武蔵国府関連遺跡ということにするということですね。

中村委員 従来の国府関連遺跡というのは、行政的に使っていたので、それはそのまま残すということですね。

会長 この緑の線の内側は遺跡の保存を図るという場所ですね。その中でも黄色の線の第3種地区の周辺は、重要さが違うという意味で調べる必要がある訳ですね。

馬場委員 発掘した結果、出てきた遺構の重要度に応じて、それぞれの保存を図るということですね。

事務局 そのように考えております。

会長 「保存を進める」というのは表現が違う気がしますが。

事務局 それは表現方法の問題と思います。

馬場委員 第5種地区の中に第1種地区に相当する重要な遺跡が出てきてしまうかもしれないとすれば、あまり線引きを細かくすると、様々な問題が生じませんか。

事務局 その点は事務局も重要なことと考えております。特に、国府関連遺跡はもう発掘しなくてよいという意見が出ないように、今後、表現は適切なものとするよう考えてまいります。

副島委員 どうしても「国府周辺域」という言葉を使いたいのであれば、「国史跡武蔵国府跡」、「武蔵国府域」、「武蔵国府周辺域」の3つとし、いきなり説明で「周辺域」というのが入ってこないように、十分な説明をお願いします。

坂詰委員 「周辺域」の表現の仕方が上手くない。「周辺」ではなくて「隣接」ではないですか。周辺だと全域になってしまいます。隣接なら接する場所ですから、そこで（遺跡が）出てきた場合には国府域に編入されるという意味ではないかと。だから、これは表現の仕方を見直した方が良いでしょう。

それから、第1種と第2種というのは、行政側の判断で決めたのではないかと思う。第1種は国の史跡になったのだから永久のものであります。隣接する第2種というのは発掘調査ができれば第1種に移行できる。だから第2種はあえて第1種とは別の意味で区別をしておかないと、国の史跡に指定するときに説明がつかないから、第1種と第2種は分けることができない。本質的には一緒にしてもおかしくない。表現的に将来の問題を踏まえて付けた名称だと思っております。そうでないと第1種と第2種を分ける意味がない。ですから、細かい学問的意味ではなくて、行政対応の意味で位置づけたと思う。ですから、（第1種と第2種を）一緒にするのでしたら、表現的に第1種、第2種という言葉を使うか、史跡指定地とはつきり謳うかを考えなければいけないと思います。

第1～5種という分け方は、行政的な線の分け方で、例えば建築物でも第1種、第2種という分け方をしますからね。現状と将来の展望を踏まえた価値観で第1～第3と分けていると思います。だから第1種と第2種はイコールであると認識しています。

それから、第3種と第4種は一緒ということは確かですが、全く違うのは具体的に推定ができる範囲と漠然としている範囲の違いです。(発掘調査を)やれば第4種の中に第3種がもっと増える可能性もあります。でもそれは(現時点では)判らない。そのような含みを持たせて説明すればよろしいのではないですか。第4種地区で調査したら第3種地区に変更しなければいけないという意味合いではないかと。

第5種地区というのはそれらとは全く関係なく、いままでは(発掘調査で)遺跡が出ていなかったけれど、周囲を(発掘調査すれば)遺跡が出て来るかもしれない、出てきた場合にそれを国府域に入れるには、こうした基準づくりが必要です。

「周辺」という概念は漠然としていますから、それなら(国府域に)くっつく場所ということで「隣接」という概念を使えばよい。もちろん隣接でも広がりが決まっているわけではないので、周辺よりも限定された概念として理解できるのではと思います。

名称については、先生方のご指摘のように検討していただけたらいかがでしょうか。(各地区の)線が引かれた状態ではない、将来どうなるか判らないので難しい事になる。特にこの色分けした図を市民の方に配った場合、「うちはこの線の下に入るのかそうでないか」判らない、この線が幅10m位あるからとなる可能性があるのです。だからそういう問題もあるから慎重に考えるべきです。名称の問題と範囲内を表現する仕方の両方を検討してください。

会長 周辺と隣接では違うということですか？

坂詰委員 周辺は広い範囲で隣接では隣り合う範囲という意味になると思います。少なくとも国府域という概念で示した範囲からはるか離れた所から、国府の(関連)遺跡は出てきません。隣接なら可能性があるという意味です。

副島委員 一般の方には「国府跡」と「国府域」の区別が相当に判り難いのが事実です。どちらがどちらを含むのが判らない。隣接という言葉を使うなら、「新たに設定した国府域に隣接する地域においては」という但し書きがあれば大概は範囲を色で示さなくても良いのかと思います。

坂詰委員 「国史跡武蔵国府跡」という名称が誤解を招いているかもしれません。狭い意味では「国衙」なのです。武蔵の場合は大國魂神社の社叢を取り込んだという初めての概念があって、それで「国衙」じゃなくて「国府」になったのです。「国府跡」ということになってしまうと、国府域は要らないと思われ

ないようにしなければなりません。「国府跡」と「国府城」の言葉を誤解されないように、発掘調査の結果、「国府跡」という範囲が判らないから「国府城」という表現になってしまうと考えた上での名前じゃないでしょうか。

会長 その説明というのは、1.の目的のところですか？

坂詰委員 最初で説明した方が良いです。「国史跡武蔵国府跡と国が指定した場所、武蔵の国衙跡が出た場所、その隣接の大國魂神社の社叢を含む範囲を国で指定しているのです。」と説明してしまえば、市民の方には、あの地域は全部遺跡なのかということが説明がつく。その後国府の範囲が明確ではないこと、従って埋蔵文化財包蔵地の立場では、(武蔵国府) 関連遺跡と称する範囲が国府の範囲に入るのか、ずっと調査研究を進めて来た。その結果、出てきたものの範囲が国府というものを示す遺跡で、それが第3種あるいは第4種地区で示すものであった。将来はそれが広がる可能性があるその場合に備えて第4種地区と第5種地区という範囲を設定するというように判りやすく説明することが必要です。

会長 線があっても構わないのか？

坂詰委員 はい、線はあくまで範囲を示すものでは無い。ということを示しておくことです、そうでないと家が入るか入らないかで大問題になってしまう。(そうでないと) 窓口で質問がいっぱい来てしまいますよ。

副島委員 国府城を設定されるとして、この範囲を府中市の方で文化財指定みたいに府中市の史跡として指定するのですか？

事務局 そういうことではありません。その中で指定対象となる重要な遺構が出て来たら初めて史跡の指定となります。

福岡委員 一番外の(第5種地区の範囲の) ラフで良いかという線がかなり細かく引いてあります。この様に細かくやる必要があるのだろうか？

もう1つは、(第1種、第2種地区) は域つまり空間についてですが第3種地区では初めて施設つまり建物に限定している。ここにもそれらの建物がある空間という意味での「域」という言葉を入れた方が地域を示すことになるのではないですか？

事務局 国府周辺域というのは（武蔵）国府関連遺跡という遺跡の包蔵地のラインをそのまま使っています。これは東京都の方でも地図を公表していて、そのエリアが府中市の場合はここにありますが示しています。ここは国府域を示すものではないのでその周辺と称していますが、ご指摘あったように、「周辺」ではなく「隣接」という表現を検討します。別紙1は、検討用で細い線にしていますが最終的には先程お話があったように境界は再検討します。

それから重要施設については、細かい遺構として捉えられる場合もありますし、遺構がいくつか出て関連するエリアになっているものもありますので、今のお話のとおり「域」という言葉で上と同じようなレベルにしておくのは必要かと思えます。

会長 競馬場の中に周辺域が延びているのはなぜですか？

事務局 以前、東京競馬場にご協力いただき、競馬場でスタンド改修等の大規模な工事に伴い、遺跡の確認調査を行ったところ遺跡が発見され、その遺跡が確認できた範囲を示しています。実際は（包蔵地指定の）後もスタンドの改修は続きまして、現在、更に範囲は広がっていますが現状では、武蔵国府関連遺跡として示している範囲はこのままです。それについては今後競馬場と協議を行っていく予定です。今まで無いであろうと言われて来た沖積地にも遺跡が残っていることが近年判ってきたことで大変重要な成果が得られています。

会長 競馬場を造るときは、相当土盛りしたのではないですか？

事務局 調査で土盛りが確認された場所もあります。通常は1 m位、崖下は2 m位とかなり大量に埋めているのは確かです。その下に古い江戸時代の水田層があり、更にその下に中世古代の水田層等があります。重層になっていて、逆に工事をしている分、土盛りしているので（遺跡が）保存されてきたものです。

副島委員 指針策定の目的の2段落「この考えに基づき… 活用を図るためのものである」の段、主語がありません。内容が難しいからこういうことになっていると思うのですが整理していただきたい。

事務局 はい、見直します。

坂詰委員 これを公にして一番問題になるのはエリアの設定だと思うのです。あくまで確定された場所、仮・推定の場所というのをはっきりと明記した方が

良い。遺跡の範囲は明確になっていますが、それ以外は非常に難しい。(第3種地区の)黄色で丸くなっている所ははっきりしていません。そこは誤解を与えないように文章で説明を十分入れることを考えてください。

副島委員 (市が)この指針を(行政)内部で持っているのは良いと思います。が、(市には)それを市民の方にお示ししようという気持ちあると思います。でも今の話を伺うとこれは(市民の方に)示すようなものではなくて、内部で、こういう考え方として持っていれば良いということにならないですか。これは割りと大きな問題で、つまり、指針という言葉が内向きに対してなのか、外向きに対してなのかです。それで、地図というのが(市民に対して)出ると指針ではなくて、これはかなり具体的な事柄になってきますね。そうすると、これを立てるのは良いけれど、それを市民の方に言ったところで何が指針なのかよく判らないという話にもなるような気がします。もう一度その点を、お考えになってください。

中村委員 この指針は、市が何かを行う時の指針で、市民が何かする際の指針ではない。市はこの範囲については発掘調査を行い、重要な遺跡がでたら保存を図りますよということです。線があいまいになるのは止むを得ない。この範囲に住んでいる人はどうも家は範囲に入りそうだということなり、開発業者は入る・入らないで困るかもしれないけど、この線に入らなくても重要な遺跡が出たら保存のために協議をするし、全然違う所でも遺跡が出れば協議する可能性はあるけども、この範囲は遺跡が出る確率が高いので、その保存を考えないといけないう範囲だと市は考えているということを市民に示す必要はあると思います。

副島委員 でしたら、すごく乱暴な話ではありますが、府中市全域においてといえは良いではないですか？

中村委員 つまり、市民にこの範囲は国指定史跡で、それに密接に関わる国府の範囲が現在推定できる範囲であると示す、だから文化財(行政)としてはこの指針を市民に示す意味があると私は考えています。

坂詰委員 中村先生の仰るとおりです、だから受け取る方の市民は余計にシビアです。だから説明は十分に入れた方が良い。そうしないと誤解されてしまいます。

馬場委員 市民と（認識を）共有しておきたいというのが文化財行政の姿勢として有ることなので、これを作りたいということですね。

坂詰委員 極めて重要な遺跡が出た時に、今の状態では基準がない。このような指針があれば、抑止力となる行政指導ができる。例えば今は何も設定していない所に建築計画が立ち事前調査をやったら、史跡の追加が必要となった。そういう問題に対応するためにこの指針を作り、市民とそれを共有しておきたい、そうでないと文化財行政ができないという強い意志を感じます。一方、遺跡は、何時何が何処から出るのか分からない。何が重要で何が重要でないのかも言えない、出てくる物は全部重要ですから。この指針は国府の遺跡をどのように保存管理していくかという指針だと思いますので、誤解されないように説明を十分やっていただきたい。

会長 指針の文書表現の流れはこれでよろしいですか？

坂詰委員 最初の説明があったように、これでよろしいと思います。

会長 章立ては、内容、範囲、活用の流れで良いでしょうか。

副島委員 国府の範囲に違う時代の遺跡が出たらどう説明しますか？

事務局 この指針を作ろうとした目的は国史跡武蔵国府跡の指定地の保存計画を策定するに当たって、議会等からどういう基準で国史跡の指定をしていくのですかという質問がありまして、このように国府に限定・特化した指針を策定することになったものです。

福嶋委員 1ページを見て思ったのですが、タイトルにある武蔵国府跡の説明は何も無いのですが、よろしいのでしょうか。

事務局 国府跡の説明を入れると長くなりますので省かせていただきました。再度、用語の説明などを含め検討します。

坂詰委員 色々な説明とか、もう少し練らないと拙い。例えば「竪穴建物跡、建物跡等の…」はそれぞれに意味付けや説明が無い。また、武蔵の国の国府というのを考える上での道路とか溝とかが重要な要素であるとかいう説明もない。（福嶋先生が）ご指摘のように国府跡の説明もない。それをやった上で、この

具体的な指針が出てくると思う。まだ時間があるようですからここら辺を直し
ていただくということではいかがでしょうかね。会長さんに全体の提案を見てい
ただくよう、よろしく申し上げます。

会長 では、今回の審議はここまででよろしいですね。それでは審議事項（２）
について、事務局の説明求めます。

審議事項（２）市指定旧跡高林吉利の墓の保存について

事務局 資料２をご覧ください。高林吉利は府中地域の初めての江戸時代の代官
です。その墓は片町の高安寺の境内にございます。市の指定旧跡になっており
ます。その墓石の痛みが年々激しくなっており平成１７年に一度応急措置とし
て樹脂を注入する修理を行っております。その後、様々な問題が出てきており
まして、それと修理についてご説明いたします。

墓石の大きさは高さ５００mm、幅２５０mm、厚さ２５０mmという小柄
な墓石です。

損傷の状況は、

- 1 全体として埃、泥、苔などの有機物等で汚れている。
- 2 部分的に叩くと空洞音がするので、内部剥離しているとおもわれる。
- 3 部分的に欠損している。

という３点です。

これを受けて、要修理となる場合、どの様な修理を行うか。

汚れ、剥離が見られる。空洞音がする（内部剥離がある）ということで

- 1 亀裂・欠損部分の修理
- 2 全体に撥水性樹脂を塗る

ということで現在の形を保存する事に重点を置いた修理方針になると考えて
おります。

具体的な（修理）内容は、

- 1 調査の記録する。
- 2 汚れ・埃を除去する。
- 3 浸透性の表面補強剤で表面を強化する。
- 4 亀裂・剥落箇所の充填整形と表面補強剤を塗布する。
- 5 再調査

という内容になると考えられます。

現状、旧跡という扱いで墓地の一角に覆屋等の無い形で存在しています。

1枚目の写真の上段の左側面に縦にある筋と上の角の白い部分は前回補修し

た所です。この前回補修した部分の周辺を叩くと空洞音がします。また、墓石の上部も同じように空洞音がします。

更に、2枚目の写真、台石の右側面の写真です。これの中央付近で新しい亀裂が発生し、その周辺も空洞音がします。

本日、坂詰先生に現場を見ていただきまして、状況を確認していただきましたので坂詰先生からこの後コメントをいただきたいと存じます。

本日は、こちらの修理と墓地に雨ざらしのまま置くという状況が果たして好ましいのかを伺いたいのです。

これは旧跡ですので、そこから移してしまうと旧跡ではなくなりますが、指定文化財へ指定替えして、別に保管替える必要があるのかどうかについてご審議いただきたいです。

ちなみに、高安寺の境内の中には、野村瓜州の墓も市の指定文化財として保存されていますので、本日、坂詰先生にもご覧いただきました。こちらも一度修理をしておりますが、表面上の割れ等は補修後は見られませんが、結構、空洞音がすると坂詰先生から伺いました。

概要の説明は以上です。

会長 では、坂詰先生、どうぞ。

坂詰委員 今、見て参りました。修理についてですが、すぐ、今日明日にでも駄目になることは無いのではないかと、ただ、早晚駄目になる気がします。これは旧跡になっていますが、東京都の方では今、旧跡を無くそうという動きが進んでいます。旧跡を史跡・文化財に替えようとしている状況です。旧跡という名称自体も東京都と埼玉県でしか生きていない名称です。東京都でも同様ですので、できれば、これは指定替えして有形文化財に変更した方が良いのではないかと考えます。

この墓石は写真にありますように再興したものです。この墓標の作り方からするとすぐ後ろに天保年間の同じような造りをした墓石が2基ある訳です。

ですから、この再興の年代はよく分かりませんが、少なくとも天保を遡ることは無いと思われれます。ただ、元にどういう物があつたのかは分かりません。元にあつた物が駄目になったので、高林五助氏が再興したと。3つの戒名が載っていますから、一人ではなくて代官家の物を一括したのではないかと思います。そう考えますと府中市にとって重要な資料だと思しますので、修理していただければと思います。ただ、修理したからといって永久に保つものではない、何年かするとまた壊れます。

いずれにしても旧跡を有形文化財に指定替えすることが必要と思います。こ

の墓についての説明がありません。ここにありますがというプレートはあるのですが、内容説明が全くありません。だから、文化財に指定すれば市として説明文がまず必要と思われます。

また、先程のお話では、これを他に移してしまおうかということがありました。これはここに在るから意味があるのではないですか。原位置ではなくて再興した石碑ですからね。

会長 有形文化財にして、博物館等で保管することについては、いかがですか？

坂詰委員 旧跡と有形文化財では取扱いが違います。だから市でそれをどう扱うのかを決められたらどうでしょうか。旧跡という明治・大正時代の名称を使うのはどうかと思いますので、有形文化財に出来ないことはありませんのでご検討を。

中村委員 このお墓の所有者は居るのですか？

事務局 所有者は居ないです。管理者は高安寺さんです。

副島委員 所有者でなく管理者ですか。所有者が無くその土地にあれば自動的に管理者が所有者になりますね。

馬場委員 高林家の方ではどういう見解ですか？

事務局 高林家の方がいらっしゃるのかどうか判らないということです。

中村委員 ちゃんとした所有者が居れば所有者の意向が当然重要になるのです。これが旧跡なのは高林吉利に縁の場所としてなっている訳で、墓石自体は天保頃再興で、そんなに大した墓石ではないのではないかという気がします。だから、旧跡という言い方が悪ければ史跡になるのかなという気がします。史跡であるならば、墓石は（今）有る物が壊れていくのを止めた方が当然良いのですが、お金を掛けて保存してもあまり大きな意味はない気がします。例えば表面を全面コーティングしてこれ以上壊れないようにする、この場所で残すのは史跡としては重要です。文化財の美術工芸品や歴史資料に馴染まない。

馬場委員 この墓石には川崎なにがしという名前が入っていますか。何でここに高林の墓があるのかというと本当はよく分からないのです。1つの推測としては、

高林家の知行地は押立だったのです。1代か2代は押立が知行地なのですが、何回かの配置替えで縁が切れてしまう。高林家が川崎家と血が繋がってきて、川崎家の時代には高安寺があったのです。それで高安寺にお墓が出来ているのではと考えられるのです。

事務局 (墓石の) 右側に「武州多摩郡押立村百姓平五郎祖先」という(銘)があります。

馬場委員 平五郎は川崎(平五郎のこと)だと思うのです。祖先という書き方になっている、高林家が川崎家と何らかの繋がりが出来て、ここにお墓が再興されたのではないかと思います。それで、先程、(中村)先生が史跡と仰った意味も、高林吉利とこの高安寺が何か意味があって繋がっているというのはちょっと弱いです。

事務局 以前、私どもが作成しました文化財に関する小冊子には、「この墓の建立では、多摩郡押立村百姓平五郎の強い要請(平五郎の祖先であるということから)により、高林五郎左衛門利長の妻が施主となり再興したものである」という解説があります。

馬場委員 利長という人は川崎家に関係があるのでしょうか。

坂詰委員 高安寺には江戸自体の石碑が数多くあります。それらは一箇所固めて置いてあります。本墓石は由緒があると住職がご存知でおそらくこれを旧跡指定にしたのではないかと思います。

会長 何とか保存修理しないと将来無くなってしまいます。前に修理して10年も経っていないのですね。

事務局 7年です。今日、坂詰先生に見ていただいたのは、将来、また同じ事になるのであれば高安寺さんにご相談の上、その場所での保存が難しいという危惧がありましたので本日お図りした次第です。

福嶋委員 以前の修理がきちんとしていないという気がするのです。あえて前に修理した箇所がわかるようにしておかないといけないからでしょうか？

事務局 それは経年劣化で塗装が剥げたものです。雨ざらしの状態です。

副島委員 この墓石の文化財としての価値や時代については大変大事なことで、修理していくとなると文化財になり、その修理について、どうしても問題になることが多いので、皆さんに考えていただきたい事があります。

まず、これを修理する場合に、所有者は少なくとも府中市ではない。おそらく管理者であり所有者である高安寺さんか、あるいは、どなたかの私有物ですね。この修理をする場合、普通、修理の主体は所有者が担うのが文化財修理の場合の原則です。そうすると、この会議に（議題として）出て来ているということは、この修理をする時にこれを府中市の補助事業で修理するから議題に上がってきたという事になると思うのですが、それは補助事業としてこれをやっていくかもしれないからという事が前提でここに話が上がってきているという理解でよろしいでしょうか？

事務局 はい。

副島委員 そうなつて来ますと、修理をするにはどうしても所有者の同意ではなくて、所有者に働きかける事があって良いのです。「お宅の所有しているお墓は、この様に価値があるけれども、保存に耐えない様だから修理をしたらいかがですか、その際は50%は補助を出す気持ちも府中市ではあるのです。」という風に働き掛けはあっても良いのですが、まず、所有者にお金が無いと出来ないことです。つまり、所有者関係ははっきりして、所有者が同意するだけじゃなくて、修理する気持ちがあるかどうかはどうしても出て来ます。

次に、文化財行政として考えるべきことは、例えばこれに200万円の修理費が掛かる見積と、簡易な場合20万円でも出来る。それについて所有者が「お金が無いから20万円の修理で良いじゃないか」と言った時に補助金を出す市としては「それでは困るのです、ちゃんとした修理をして頂けませんか」と言う助言をすべきと思います。

例えば東京都の場合は、補助事業であったならば、必ず相見積もりを取ってくれと言います。ところが、その時点で、どちらにしなさいとは言えませんので、そうすると所有者が付き合いのある業者か安い業者に決まる。そうすると文化財修理をやった事のない業者も出てきます。その時に東京都は「修理検討委員会を補助事業ですから作ってください」と言います。

そうすれば検討委員会に有識者や都の文化財の学芸員さんが入った検討を行って、そこで指導助言をして適切な修理をするよう指導します。是非、具体的に検討してください。

坂詰委員 この前修理したのが痛んできたから、もう1回修理するかということですね。そこで修理しても、また壊れてしまうのだから、市の方で博物館等に引き上げて保管した方が良いと思います。その場合、お寺さんにまず相談が必要ですね。管理者はお寺さんなので、お寺さんに話をしてお意向を伺ったらいかがでしょうか。

副島委員 市は大変頑張って、少しでも文化財を保存しようと努力しているのですが、所有者が負担できないとなれば、全部市の直営事業になってしまいます。

それは文化財（保護）の根幹に関わる事で、文化財の法令ではそれぞれの所有者の意識を高めていこうという所に理念あるのであって、全部を国有・市有にしようという訳ではない。

本日、損傷状況、修理方針が出ていますが、こういう方法で何々を以って修理する、それについて施行業者はこういう修理方針を出してくる。それで良いのかどうかを審議会で審議するのが一番判り易いと思います。

私も一番良い方法ははっきりとは判りませんが、指定文化財の保存に最適な方策を検討すべきと思います。

猿渡委員 墓地と遺骨は分けて考えないと、遺骨までは引き取りはできないので。

坂詰委員 再興しているので遺骨はありません。

副島委員 旧跡の指定はいつですか？

事務局 昭和45年です。

副島委員 所有者の同意があつての指定ですね。

事務局 そうです。

副島委員 同意して文化財になっているので、まずは所有者さんの意向を確認してみるのが必要ではないですか。

坂詰委員 このまま置いておくと朽ちてしまいますよと。現場で説明したらどうですか。

福嶋委員 7年でここまで傷みが激しくなった理由は。

副島委員 7年前に修理した時には、風化・劣化を止めるように表面に樹脂を塗布しただけの緊急的な処置だけだから、経年劣化で風化してこのような状態になるのです。

福嶋委員 今は技術的に進歩していないのですか？

副島委員 それは難しいです、石というのはひびが入ると接着剤で付けても絶対元通りにはならない。石の修復は難しいです。

坂詰委員 例えば、今度の東日本大震災で、墓石があちこち倒れています。それを修復するのに、真ん中に心棒を入れてくっつけるとか案が色々ありますが、文化庁の担当官が「非常に難しい」と言うくらいです。

馬場委員 旧跡としていくつものお墓が指定されています。また同じような事が起きてきますね。

事務局 起きています。

副島委員 東京都は今、旧跡を整理しています。それは、旧跡は、根拠が明確でないものだからです。東京都は旧跡を解除するし、史跡に指定し直す物もあります。

会長 それでは、この議題はここまでで良いでしょう。では報告事項について事務局の説明を求めます。

2 報告事項

報告事項（1）市指定有形文化財大國魂神社鼓楼の虫害について

事務局 大國魂神社から連絡があり、先般、現地を確認しました。既に調査をして、応急処置をしていただいていたのですが、ここでまたシロアリの被害が進みまして、所有者の方でシロアリ駆除の専門家に処置をしていただきまして、一昨年、調査を担当した専門業者に来週現地を確認していただく事に致しまし

た。建物に対してのシロアリ（食害）の影響を調査したところで、所有者の方へご報告いたしまして、今後の事は、またご相談させていただきたいと存じます。

以上です。

報告事項（２）国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木の現状変更について

事務局 石垣を除去していくことと、ケヤキの補植を所有者にお願いしております。石垣については、現在市の方で石垣の一段目の撤去とヘデラの除去、タマリユウを植える事を引き続き京王線から南側を重点地区として進めています。ケヤキの補植については所有者の方で本年度中に実施をしていただく予定になっております。

以上です。

福嶋委員 ケヤキの補植について、ケヤキの遺伝子としてはどういう物を植える予定ですか？

事務局 福嶋先生のご指導のとおり、出来るだけ近場にあるのケヤキを植えていただくよう所有者に選んでいただいています。

福嶋委員 九州のケヤキなどを持って来られると遺伝子攪乱が起こりますからね。

事務局 （ケヤキ補植に関する）仕様書の方にも福嶋先生にご指摘いただいたように（単幹で分岐する位置が高い個体を）指定してあります。植えるのは立川市で育った地元のケヤキです。

福嶋委員 補植する場所は何処ですか？

事務局 東京三菱UFJ銀行前と八千代銀行前の枯死した古木を除去した部分です。

福嶋委員 将来、（周りの樹木と）競争しない場所を選んで植えてください。上を見て十分成長できる空間を確保できる場所です。1m離れていれば大分違います。大きくなる木ですから、なるべく手を加えないで、すくすく育つ（生育）環境にすることです。

事務局 はい。

報告事項（３）武蔵府中ふるさとまつり２０１２の実施について

事務局 １１月２５日の鷹狩をもちまして武蔵府中ふるさとまつり２０１２の全ての事業が終了いたしました。本日、お手元に高野市長の「市長コラム８」（平成２４年（２０１２年）１１月１１日号広報府中掲載）をお配りしております。（このコラムで触れられておりますように、）第３回国府サミットが香川県坂出市で開催されました。市長から府中市の遺跡発掘調査の概要、文化財の保護活用状況について報告していただき、大変良い機会だったと存じます。また、１１月２５日の鷹狩も、資料３の様に、朝日新聞に大きく取り上げていただきました。こちらも大変良い機会だったと思います。以上です。

次回は平成２４年度の府中市文化財保護審議会の第５回です。

日程は、平成２５年２月８日（金）の午前１０時が第一候補、同日午後３時からが第二候補となりました。

期日が近づきましたら、委員の皆様のご都合を合わせ、実施することといたします。

（資料・図面等につきましては、現在審議中のため公開していないものもありますのでご了承ください）